

吉賀町告示第161号

令和4年第4回吉賀町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年11月15日

吉賀町長 岩本 一巳

1 期 日 令和4年12月2日

2 場 所 吉賀町議会議場

---

○開会日に応招した議員

桜下 善博君

村上 定陽君

三浦 浩明君

桑原 三平君

河村由美子君

松蔭 茂君

河村 隆行君

大庭 澄人君

藤升 正夫君

中田 元君

庭田 英明君

安永 友行君

---

○12月7日に応招した議員

---

○12月8日に応招した議員

---

○12月9日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

---

令和4年 第4回(定例)吉賀町議会会議録(第1日)

令和4年12月2日(金曜日)

---

議事日程(第1号)

令和4年12月2日 午前9時03分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 発議第6号 介護保険制度を介護する人・受ける人がともに大切にされる制度へ改善することを求める意見書(案)
- 日程第6 議案第58号 吉賀町特用林産物集出荷施設の指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第59号 吉賀町医療・介護統括管理者の設置に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第60号 吉賀町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第61号 吉賀町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第62号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第63号 吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第64号 吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第65号 令和4年度吉賀町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第66号 令和4年度吉賀町下水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第67号 令和4年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第16 議案第68号 令和4年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第69号 令和4年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第18 議案第70号 令和4年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第19 議案第71号 令和4年度吉賀町一般会計補正予算(第6号)

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告

- 日程第4 行政報告
- 日程第5 発議第6号 介護保険制度を介護する人・受ける人がともに大切にされる制度へ改善することを求める意見書（案）
- 日程第6 議案第58号 吉賀町特用林産物集出荷施設の指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第59号 吉賀町医療・介護統括管理者の設置に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第60号 吉賀町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第61号 吉賀町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第62号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第63号 吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第64号 吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第65号 令和4年度吉賀町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第66号 令和4年度吉賀町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第67号 令和4年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第68号 令和4年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第69号 令和4年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第70号 令和4年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第71号 令和4年度吉賀町一般会計補正予算（第6号）

---

出席議員（12名）

1番 桜下 善博君	2番 村上 定陽君
3番 三浦 浩明君	4番 桑原 三平君
5番 河村由美子君	6番 松蔭 茂君
7番 河村 隆行君	8番 大庭 澄人君
9番 藤升 正夫君	10番 中田 元君
11番 庭田 英明君	12番 安永 友行君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	岩本 一巳君	副町長	……………	赤松 寿志君
教育長	……………	中田 敦君	教育次長	……………	大庭 克彦君
総務課長	……………	野村 幸二君	企画課長	……………	深川 仁志君
税務住民課長	……………	栩木 昭典君	保健福祉課長	……………	中林知代枝君
医療対策課長	……………	永田 英樹君	産業課長	……………	堀田 雅和君
建設水道課長	……………	早川 貢一君	柿木地域振興室長	……………	山根 徳政君
出納室長	……………	村上 恵君			

---

午前9時03分開会

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、令和4年第4回吉賀町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付したとおりです。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（安永 友行君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、1番、桜下議員、2番、村上議員を指名します。

---

**日程第2. 会期の決定**

○議長（安永 友行君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

議会運営委員長の報告を求めます。5番、河村由美子議会運営委員長。

○議会運営委員長（河村由美子君） おはようございます。それでは、令和4年第4回定例議会の会期日程の報告をいたします。

本日2日につきましては、本会議ということです。明日と4日は休会でございます、12月5日は経済常任委員会、そして12月6日につきましては、総務常任委員会、12月7日につきましては、一般質問の6名を、12月8日につきましては、一般質問5人ということです。12月の9日は最終日でございますが、議案質疑、討論ということになっています。（発言する者あり）はい、5日は総務じゃったんかいね。（発言する者あり）大変失礼しました。

それでは訂正いたします。

12月5日につきましては総務常任委員会、6日につきましては経済常任委員会ということに決定いたしました。

なお、今回、陳情・請願・要望等が3件ありますが、お手元に配付のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） それでは、お諮りをします。本定例会の会期は、ただいま委員長報告のとおり、本日から12月9日までの8日間をしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、会期は本日から12月9日までの8日間と決定をいたしました。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（安永 友行君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の会議に出席の説明員の職、氏名はお手元に配付したとおりです。監査委員よりの例月出納検査報告及び議会の動静報告は、お手元の配付資料のとおりです。

また、要望第2号農業経営収入保険の保険料補助に関する要請は、お手元に配付した陳情・請願・要望等文書表のとおり、経済常任委員会へ付託し、会期中の審査とすることにします。

---

### 日程第4. 行政報告

○議長（安永 友行君） 日程第4、行政報告を行います。

岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 改めて、おはようございます。

本日、令和4年第4回目となります定例会を招集いたしましたところ、全議員御出席いただきましてまことにありがとうございました。本日からどうかよろしくお願いいたします。

動静報告の前に、本定例会に上程いたします議案について申し上げておきたいと思っております。

今回、上程する議案でございますが、全部で14件でございます。内訳といたしましては、指定管理者の指定が1件、条例の制定と一部改正が6件、令和4年度一般会計ほか各会計の補正予算が7件でございます。いずれの議案につきましても慎重審議の上、適切なる議決を賜りますように、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元に配付させていただいております町長動静報告によりまして、御報告を申し上げます。

今回の報告につきましては、9月の定例会以降、昨日までのところとなります。なお、かなりのボリュームになりますので、主なことに限定をして御報告をさせていただきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

まず、9月の定例会でございますが、9日に招集いたしまして29日までの会期でございます。

下がっていただきまして、9月の16日から18日にかけてでございますが、台風の対策会議を行いまして、18日の夕刻のところから9月の20日火曜日の午前中のところにかけて、台風14号に伴います警戒待機に当たったところでございます。

さらに、9月の20日のところでございますが、21日にかけて、今年度中に100歳を迎えられます町内在住の8名の方に対しまして、100歳のお祝い物品の伝達を各御家庭等に出向いて行ったところでございます。

21日の水曜日には、津和野町にございますフォレストエナジー株式会社のほうへ産業課の職員と出向いて視察をさせていただきました。

一番下から2ページにかけてでございます。

9月24日でございますが、島根県知事が吉賀町に来町されまして、これに伴いまして2か所の視察等を行っておられます。まず1か所目は、立河内の地区集会所で、「かあちゃんの何でも市」を御視察いただきまして、2日、2ページのところでございますが、有飯のコウヤマキギャラリーのほうにも御視察をいただきました。この際には、安永議長にも御同席をいただいたところでございます。

なお、その2つ視察の間には、記載をしておりますように、今回、町内でしまね健康超寿者表彰伝達が行われまして、島根県知事のほうから直接、沢田の野村定男様、幸地の宮本勝子様のほうへ表彰物品等の伝達を直接されたということでございます。こちらのほうにも同伴をさせていただきました。

26日の月曜日でございます。交通安全運動期間中でございますが、六日市地区の交通安全テント村のほうへ参加をさせていただきました。

下がっていただきまして29日、この日が議会の定例会の最終日でございますが、終了後には議会全員協議会が開催されました。

30日には職員の退任式を行いました。この日は、滋賀県で行われました全国棚田連絡協議会の総会のほうにも出席をしたところでございます。

10月に入りまして、1日から2日にかけてでございます。UBEビエンナーレ現代日本彫刻展の開会式、表彰式、さらにオープニングイベントのほうへ担当課のほうと出席をさせていただきまして、宇部のほうで開催されましたが、2年に一回行われますこの現代彫刻展でございます。

て、今回、吉賀町長賞を受賞されましたのは、滋賀県在住の佐野耕平さんでございます。吉賀町からの賞に対しての目録と、賞金20万円を直接伝達をさせていただきました。

3ページに入りまして、10月4日でございます。吉賀町立図書館藤井素子図書館司書の方が御来町されました。今回、藤井様につきましては、全国公共図書館協議会の表彰を受賞されました。吉賀町では初めての受賞になります。

5日につきましては、吉賀町いきいき健康高齢者表彰式を行わせていただいて、今回、26人の方に対しての伝達をさせていただいたところでございます。

7日は、町議会臨時会を招集いたしました。さらに、この日には国土交通省の職員が益田のほうへ出向かれまして、萩・石見空港の利用に係る意見交換会を開催をしていただきましたので、そちらのほうへ出席をさせていただきました。

中ほど、10月10日でございます。名誉町民で8月11日に御逝去されました森英恵先生に対しての弔問が、やっとアポイントが取れましたので、安永議長にも御同伴をいただいて、赤坂にあります森先生の御自宅を訪問させていただきました。先方につきましては、御長男の顕様、甥にあたります藤井様、さらに秘書の山崎様、3人の方がこの御自宅に対応していただいたということでございます。

11日から12日につきましては、都内で行われました土地改良団体連合会の要望活動、それから理事会等に出席をいたしました。

13日は、中国地方治水大会で米子市に、さらに14日につきましては、益田地区の各種期成同盟会の要望活動ということで、浜田市にあります浜田河川国道事務所、広島市の中国地方整備局のほうへ関係機関団体の皆さんと一緒に活動を行ってまいりました。

17日は、益田広域事務組合の理事会、それから18日につきましては、県の町村会の臨時総会等で松江に出かけておりました。

4ページになりますが、翌19日には、台風14号関連の要望活動で県庁のほうへ出向けさせていただきました。安永議長、それから中村県会議員、さらに建設水道課の早川課長と出向いたところでございます。知事・副知事、政策課局長、地域振興部長、さらに土木部長、農林水産部長、県議会の田中議長のほうへ要望書を手渡しさせていただきました。

20日・21日上京いたしまして、ANAの要望活動と各種期成同盟会の中央要望活動を行ったところでございます。国土交通省と地元選出の国会議員の先生方のほうへ出向いたところでございます。

23日の日曜日でございます。毎年恒例の町の防災訓練を開催をさせていただきました。

24日は、郡内の一部事務組合の定例会が招集されました。

25日、上から3つ目でございます。鳥獣被害対策寄附金贈呈式、吉賀高等学校ランチミーテ

イングとあります。実は、吉賀高校の女生徒さんが、有害鳥獣対策で柿を取られまして、相当量ありますこの柿を活用してアイスクリームを商品化された。これを道の駅で販売されて、その収益金を町の方へ御寄贈いただきました。ぜひ、この有害鳥獣対策に活用していただきたいという御意向でございましたので、担当課のほうで既に監視カメラの購入費のほうへ充当させていただいたということでございます。

25日の一番下のところでございます。島根県・社会医療法人石州会・吉賀町事務協議いわゆる六日市病院関連のトップ会談でございます。しばらくできておりませんでした、ここでトップ会談をさせていただいたということでございます。

26日には、お招きをいただきましたので、都内で開催されました全国オーガニック給食フォーラムの方へ参加をさせていただきました。学校給食で吉賀町の場合は有機米を全量使用させていただいておりますが、これが全国的に非常に珍しいということで、お招きいただいたところでございます。

翌27日には、全国水源の里シンポジウムが福島県で行われました。全国の過疎協の会長を私が仰せつかっておる関係で、充て職的なものなのですが、この全国水源の里協議会の副会長を仰せつかっておりますので、その関係で出かけたところでございます。

30日には、恒例の町の駅伝大会、それからその日の午後でございます。元総務省の自治税務局長で、最後は消防庁長官として退官されました下高尻御出身の河野栄様が久方ぶりに帰省をされましたので、私のほうからぜひお会いをさせていただきたいということで、いろいろなことで御協議をさせていただいたところでございます。

31日は、益田赤十字病院の病院長と事務部長のほうへ面会をさせていただきました。

11月に入りまして1日は、基幹集落センターのほうで議員の皆様にもお出かけをいただいて、表彰式・感謝状贈呈式、吉賀町ふるさと応援大使の委嘱式を行ったところでございます。

5ページに入りまして2日でございます。町議会臨時会を招集させていただきました。

3日は、益田市政の施行70周年記念式典ということで、安永議長とともに出席をしたところでございます。

4日につきましては、益田市で行われました広域事務組合の定例会出席いたしまして、その足、広島市へ出かけてまして、ヨシワ工業株式会社の吉野会長様御逝去に伴います「お別れ会」のほうへ参列をさせていただきました。

5日は、東海島根県人会の総会で名古屋、さらに6日の日は源流高津川多世代スポーツ文化交流会ということで、よしかみらいのほうへ出かけております。

7日につきましては、ここに記載しております県の過疎協ほかのもろもろの会議がございましたので、松江へ出かけてまして、時間の関係もございまして、益田で本来であれば出席する予定で



ございました地域医療確保に向けた実務者会議、時間的に間に合いませんので、県庁の方からウェブで出席をさせていただいたところでございます。

9日につきましては、安全・安心の道づくりを求める全国大会で上京いたしました。

11日につきましては、議会のほうで御承認をいただきました山吹幹枝新教育委員のほうへ辞令を交付をしたところでございます。

12日につきましては、元消防団長羽野善雄様御逝去されましたので、この弔問に出かけました。

それから15日から次のページの18日にかけて、さらに上京させていただきましたが、毎年恒例で行っております全国治水砂防促進大会、全国過疎協の総会等々の会議等がございましたので、この間、上京したところでございます。

6ページに入りますが、11月21日から23日、沖縄で行われました全国土地改良大会、県土連の理事に就任させていただいておりますので、この役職ということで参加をさせていただきました。

24日は議会の全員協議会が開催されました。

25日につきましては、ここに記載しておりますように、県の教育委員もしておられますが町の社会教育委員ということで、長年にわたって御活躍いただいております樋口の朋澤公香先生が、全国社会教育委員連合の表彰を受賞されました。これも今回、島根県で、ただお一人、吉賀町としても初めての受賞でございました。その御報告に御来町されたということでございます。

26日の土曜日でございます。「よしかみらい」のほうへ出かけさせていただきました、ふるさと応援大使の委嘱式、スポーツ振興事業、さらに紫近倶楽部の優勝報告会の方へ出席いたしました。特に、応援大使の委嘱式につきましては、多くの議員の皆様にご出席をいただき、ありがとうございました。

それから紫近倶楽部の優勝報告でございますが、実は、吉賀町にありますこの紫近倶楽部、社会人のサッカークラブでございますが、6年前に県の社会人リーグ1部に昇格をいたしまして、今シーズンは、見事全勝優勝ということで、島根県社会人のトップ、頂点に立ったということで、その報告ということで、「よしかみらい」で開催をされたということでございます。

27日の日曜日につきましては、一般社団法人高津川てらすの主催の講演会がございましたので出席をさせていただきました。

28日につきましては、県の国保連の理事会で松江に出かけております。

29日につきましては、上から2つ目、山口市長ほか幹部の皆様がこちらの庁舎のほうへ訪ねていただきました。これ、いずれまた報告する機会があるかと思いますが、一般国道9号の期成同盟会を今回作りたいということでございまして、その協議で山口市長が直々にお出掛けをい

いただきました。具体のことを申し上げますと、津和野町の、日原の道の駅がございますが、その前後が、これは大量の雨が降りますと事前通行規制ということで、規制がかかります。

これまで台風であったりとか、災害防除のために通行規制、通れない期間がありますが、その解消と、それから山口市側につきましては、阿東町から宮野に降りる木戸山トンネルがございますが、これがかなり建築して長いということでございます。これの改修も図りたいということで、ここはやはり沿線の自治体あるいは島根県、山口県、双方で協力してやるほうがいいのではないかとということで、順調に行けば、来年の年明けのところで期成同盟会ができるというような手はずでございます。その打ち合わせ等で御来町されたということでございます。

それから、全国水源の里連絡協議会のトップセミナーにつきましては、ウェブで参加をさせていただきました。さらにその下でございます。これも議員の皆様にご出席いただきまして、ポロ・ビーシーエス株式会社との包括連携協定の締結式を開催をさせていただいたということでございます。

7ページの、一番最後でございます。昨日でございますが、12月1日昨日から向こう3年間をお願いをさせていただき民生委員児童委員等の委嘱式を行いました。それから午後のところでは歳末特別警戒（青色防犯パトロール）の出動式を津和野警察署のほうで開催をさせていただいて、それに出席をさせていただいたということで、道の駅かきのきむらのほうへ出向いたところでございます。

以上でございます。

---

#### 日程第5．発議第6号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第5、発議第6号介護保険制度を介護する人・受ける人がともに大切にされる制度へ改善することを求める意見書（案）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） おはようございます。それでは、ただいま議題となりました発議第6号介護保険制度を介護する人・受ける人がともに大切にされる制度へ改善することを求める意見書（案）につきまして、読み上げて提案させていただきたいと思っております。

発議第6号、吉賀町議会議長安永友行様。提出者、吉賀町議会議員藤升正夫。

介護保険制度を介護する人・受ける人がともに大切にされる制度へ改善することを求める意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

理由といたしまして、介護サービス利用者、介護事業所・従事者が直面している困難の早急な打開と、経済的な心配をせず、必要な時に必要なサービスを利用、提供できる制度への転換を求

めるためであります。

裏面に行ってくださいまして。

介護制度を介護する人・受ける人がともに大切にされる制度へ改善することを求める意見書(案)。

介護保険施行から22年が経過し、必要なサービスを利用できない実態が広がり、家族介護を理由とした介護離職も高止まりです。介護事業所では、深刻な人手不足と、低い介護報酬のもとでの経営難が続き、コロナ禍がこうした事態を加速させています。

厚生労働省は介護保険制度の次期改定に向け、利用料2割・3割負担の対象拡大、要介護1、2の生活援助サービスを総合事業へ移行するサービス削減、ケアプラン作成への自己負担導入、補助杖など福祉用具の貸与から購入への変更、施設多床室での室料徴取の対象拡大など、負担増と給付削減を提案しています。

2022年2月から新たな介護従事者の処遇改善が開始されていますが、全産業平均給与との差を埋めるには程遠い水準にあり、ケアマネジャー、訪問看護師、福祉用具相談員などが対象から外されています。また、テクノロジー機器の導入と引き換えに、職員の配置基準を大幅に引き下げようとしています。

政府並びに国会におかれましては、介護保険見直しに当たって現場の実態を直視し、下記事項を実現されますよう求めます。

1. 介護保険の利用に新たな困難をもたらす利用料の引き上げ、要介護1、2の生活援助などの保険はずし、ケアプランの有料化、貸与の福祉用具を購入に変更、施設利用者の負担拡大などの見直しを行わないこと。

2. 全額公費により、すべての介護従事者の給与を全産業平均水準まで早急に引き上げること。介護従事者を大幅に増やし、一人夜勤の解消、人員配置基準の引き上げを行うこと。

3. 利用者が安心して介護を受けることができ、介護事業所・従事者が不安なく介護を提供できるよう、新型コロナウイルス感染症対策を強化すること。

4. 介護保険料、利用料、食費・居住費などの負担軽減、介護報酬の改善など、介護保険制度の抜本的な見直しを行うこと。

5. 介護保険財政における国庫負担の割合を大幅に引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出者は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣としておりますので、よろしく申し上げます。

○議長(安永 友行君) 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより提出者に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。

ここでお諮りをします。本件については、総務常任委員会に付託し、会期中の審査とすること  
にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、本件については、総務常任委員会に付託し、会期中の  
審査とすることに決定をしました。

---

### 日程第6 議案第58号

○議長（安永 友行君） 日程第6、議案第58号吉賀町特用林産物集出荷施設の指定管理者の指  
定についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、議案第58号吉賀町特用林産物の集出荷施設の指定管理者の  
指定についてでございます。

吉賀町特用林産物集出荷施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年  
法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年12月2日提出、吉賀町長岩本一巳。

- 1、指定管理を行わせようとする公の施設の名称、吉賀町特用林産物集出荷施設。
- 2、指定管理者となる団体の名称、住所、吉賀町柿木565番地、名称、食と農・かきのきむら企業組合、代表者名、理事長板垣浩二。
- 3、指定の期間、令和5年4月1日から令和10年3月31日まででございます。

なお、詳細につきましては、所管いたします総務課長が御説明申し上げますので、よろしくお  
願いたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第58号吉賀町特用林産物集出荷施設の指定管理者  
の指定につきまして説明をさせていただきます。

説明につきましては、この指定管理者の選定経過の報告という形で行わせていただきたいと思います  
います。

参考資料1ページをお開きいただければと思います。

最初に、御承知であろうかと思っておりますけれども、この施設ですけれども、柿木庁舎の隣にある  
施設というものでございます。

その上で参考資料の1ページを見ていただきますと、上から1、公募期間といたしまして本年

9月27日から11月10日まで行っておるところです。それから2、現地説明会といたしまして10月の11日に行いました。結果として応募者数は1団体あったということでありませぬ。

次に、4番目、選定委員会開催状況です。(1)として9月26日に第1回委員会を開催しているというところだす。すなわち、公募期間の開始前に第1回目の委員会を行いまして、そこに記載しておりますとおり、移行スケジュール、それから募集要項の内容、選定方法、評価の視点、そうしたことについての御協議をいただいたということだす。

その後、先ほど申し上げましたとおり、公募を開始をしたというところ。そして(2)として、11月25日に第2回委員会を開催いたしまして、これが公募が終わって、結果として1団体の応募があったわけだすけれども、その団体についての書類審査、それから面接審査、これを行っていただいたというところだす。

5、選定結果というところを見ていただきますと、今回応募された食と農・かきのきむら企業組合様を指定管理候補者として選定をするというところだ、その理由については(2)に記載をしておりますとおり、申請者は1団体でありましたけれども、応募資格及び財務状況等に不適切な項目は見当たらず、申請者は吉賀町特用林産物集出荷施設の役割・機能を果たしていく上で適当と判断された、という、こうした結果となったということだす。

1番下の(3)採点結果であります。291点でございます500満点中ということだす。ここにつきましては、前段で申し上げたそのいわゆる評価の採点方法だすけれども、満点の半分以上これを選定ラインとしております。その上で291点ということだすので、評価点で見たところでも的確、合格と、こういう結果となったということだす。

以上で、議案第58号の説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長(安永 友行君) 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。9番、藤升議員。

○議員(9番 藤升 正夫君) この施設の現在の状況と、それから生シイタケの選別をさせていただいておりますが、生産者並びに施設に対する利用料、この点について、どのような状況になっているか御説明を願ひます。

○議長(安永 友行君) 堀田産業課長。

○産業課長(堀田 雅和君) 産業課の堀田でございます。関連がございますので、私のほうから回答させていただきます。

現在、施設につきましては、産業課のほうで直営で管理をしているところだす。

それから生シイタケの関係につきましては、菌床シイタケの生産者が現在6名近くございませぬけど、その方がシイタケの出荷ということで、その施設を利用していくということだす。

それから利用料につきましては頂いていないと、役場のほうで直営管理しているということでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 今の御説明で利用料をいただいてないという御説明でした。今度、食と農・かきのきむら企業組合さんのほうが施設の管理をされるということですから、利用料等の提案についてあったのか、その点をお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） 今回の提案で利用料の提案はございません。この施設については条例のほうで利用料は取らないということを規定してありますので、誰が利用しても利用料は頂くことは条例上できませんので、そういう提案はございませんでした。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） この特用林産物集出荷施設は菌床シイタケの共同選別と共同出荷するための施設で建設された。これを食と農・かきのきむら企業組合さん、シイタケもやられておっと思うんですが、関連するこの共同選別と、出荷する、そういう選別とパックの包装、こういう施設が備わっていると思うんですが、新たに食と農さんが受けられたら、そこで足りない施設とか、いろいろもう冷蔵施設等もかなり年月経過しているかと思われるんですが、この前、アンテナショップの件がありまして、そのときにも一応、移行されて、その後冷蔵庫が故障したとか、何が足らなかったとか、そういう事例があったと思うんです。

そういうことを、はじめから規定して、施設を食と農さんのその利用に合わせて、まず提供するの、現状でこのままなのか、途中で施設が壊れたから、また追加でこうするんだとかいうことがないように、今回はアンテナショップのことがありましたので、しっかりとその辺は検討されるべきと思うんですが、施設について、まずこのままで貸すのか、それとも食と農さんが希望されるような施設にして貸し出すのか、指定管理料が頂かないということになると、その辺もどちらが負担するとかいろいろあると思うんですが、その辺の話をお聞かせください。

○議長（安永 友行君） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田 雅和君） お答えします。

現状、保冷库等ございますけど、まだ故障はしておらず稼働できる状況ですので、このままで使っていただくということにしております。ただし、町の施設でございますので修繕等があれば、その時点で対応していきたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 施設の耐用年数というのは分からないと思うんですが、当然、考

えてシイタケの選別とパックの施設ですので、食と農さんがその分野もあると思うんですが、ここは要るとか要らないとか、いろいろと改造されると思うんですが、足りない施設については町有の施設だから町が負担するんだとか、ちゃんとしておかないと、エポックのときのようなことになってはいけないんじゃないかと思っておりますので、お聞かせください。

○議長（安永 友行君） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田 雅和君） 国の補助金を使って建設された施設でございますので、当然、改修とかになれば、国のほうに改修の申請をして許可が下りないと改修できないというようなことがございますので、食と農が改修をしたいと言っても、なかなかその辺は国との協議ということになるかと思っておりますけど、施設等のもし要望があれば、その時点で対応してたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 日程第6、議案第58号吉賀町特用林産物集出荷施設の指定管理者の指定についての質疑は保留しておきます。

---

### 日程第7. 議案第59号

○議長（安永 友行君） 日程第7、議案第59号吉賀町医療・介護統括管理者の設置に関する条例の制定についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第59号吉賀町医療・介護統括管理者の設置に関する条例の制定についてであります。

吉賀町医療・介護統括管理者の設置に関する条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めます。

令和4年12月2日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします医療対策課長のほうが御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。永田医療対策課長。

○医療対策課長（永田 英樹君） 失礼いたします。医療対策課の永田でございます。

それでは、私のほうから議案第59号吉賀町医療・介護統括管理者の設置に関する条例についての詳細説明をさせていただきます。

本条例の上程理由等々につきましては、先般、それに至る経過の部分につきましては11月

24日に開催をされました議会の全員協議会のほうで御説明のほうをさせていただきましたので、経過につきましては割愛させていただきます、条例の部分についての説明をさせていただきたいというふうに思っております。

まず、第1条のところ、設置目的でございますけれども、吉賀町に地域医療を守り、残すことが重要であるというような先般経過の中で、県を交えた石州会との意見交換会あるいは実務者会議等々を経る中で、そのところでの共通認識に至りまして、必要な体制整備や圏域内の関係機関との情報共有を引き続き図っていくというような中で、町におきましては、その意見交換会の中で課せられた責務として、益田圏域内の地域医療等に精通したアドバイザーの確保、こういったところが求められるというふうになったところでございます。

そういったところから、やはり現在、我々が地域医療を守っていくというようなところの目的といたしましては、町民の方々が住み慣れた地域で生涯を通じて健康で安心して暮らせる地域医療・介護体制の確立を実現するため、そういったところから専門的かつ実践的な立場から指導助言を行う、今回の吉賀町医療・介護統括管理者を設置するという目的となっております。

こちらの管理者につきましては、今、申し上げました目的達成のために医療や介護等に関しまして、高い識見を有すると認めるものを町長のほうが委嘱をするということでございます。

管理者の定員については1名というものでございます。任期については2年間といたしまして、再任については妨げないということでございます。

実際の職務でございますけれども、医療管理者につきましては、掲げます3点の職務を対応していただくという形になります。まず吉賀町地域医療に関する指導助言、それから町の介護・福祉に関する指導助言、その他のいわゆる目的達成に必要なことを職務といたしていただきます。

なお、第2項におきましては、管理者は町内外においても前項の職務を行うことができることといたしておるところでございます。

管理者に対する報酬、費用弁償につきましては、こちらのほうを支給するというところで第2項においては、その部分につきましては別に定めるということで、後の附則のところの説明をさせていただきたいというふうに思います。

それから、当然のことではございますけれども、管理者におきましては職務上知り得た秘密の厳守というようなところを第7条のほうで規定をしております。こちらの管理者との連絡調整等の処遇につきましては、医療対策課のほうで処理をいたします。

その他、必要事項につきましては、町長が別に定めていくことでございまして、附則のほうで本条例につきましては、先般、全員協議会のほうで御説明させていただきました。実際に、意見交換会、実務者会議等々を経ながら11月中のところ、当町といたしまして委嘱のほうを予定をしております木谷院長のほうに依頼のほうをさせていただいておる関係で、今条例につきまし



ては、適用は11月1日からとさせていただいております。

なお、先ほど第6条のところでも申し述べました報酬関係でございますけれども、こちらにつきましては、附則の2のほうで吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償の支給条例こちらのほうの一部改正をさせていただきたいということで、別表2がございますけれども、そちらのほうに基本的に今回の管理者につきましては、時間額で2万円の報酬ということで、関連する条例の一部改正のほうをさせていただきたいという内容となっております。

以上、詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、以上で提案者の提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はありますか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） ありがとうございます。今職務のところでも第5条に示されておりますいろんな指導助言等ですけども、実際のどういう現場で、どのような形で指導助言等がされていくのか、そこら辺をちょっと具体的な場面で御説明願います。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○医療対策課長（永田 英樹君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

実際、どういった場面での指導助言かということでございますけれども、まず今後、吉賀町の地域医療を守っていく中では、やはり将来に向かっての明確な町の医療構想、こちらのほうを定めていく必要があるかというふうに思っておるところでございます。

こちらの地域医療構想につきまして、町、いわゆる医療対策課のみでの構想の策定、こういったところは可能ではございますけれども、実際には、その地域医療構想、昨今の状況からすると限られた医師数あるいは医療資源等々を圏域内でいかに連携を図りながら効率よい体制に持っていかというところが非常に重要となってくるところでございます。

そういったところから、平成24年に益田日赤の院長に就任されて以降、今回委嘱を予定をしております木谷院長につきましては、常にそういった視点を持っておられて、圏域内にある医療機関の有効活用、機能連携等々といったところを非常に高い識見をお持ちというように考えておりますので、まずは、そういった町の医療構想の策定のところにつきまして、様々な指導御助言をいただきたいというふうに考えておるところでございます。

もう一点といたしましては、やはり重要となつてまいりますのは、具体の石州会の部分について申し述べさせていただきますと、石州会の強みといったところが、やはりリハ職の充実であろうというふうに捉らまえております。

今後、リハ職の活用等々を図っていく中で、いかに介護との連携、こういったところを実現していくかというところが重要となってくるというふうに思います。

現在の状況といたしましては、六日市病院の退院者に限定をされた介護連携というようなどこ

ろは図られておるといふうに認識をしておりますけれども、実際、その部分が町全体のところでの連携につながっているかというようなどころについては、まだ十分ではないというような考えを持っておるところでございます。

そういった部分につきましても、先進事例等々について精通しておられます管理者のほうに、具体的に指導をいただきながら、今後、地域医療を守っていくための病院像の具体化でありますとか、実現に向けた指導助言、そういったところを様々な協議の中でいただきたいというふうに考えておるところでございます。

長くなりまして申し訳ありませんが、以上でございます。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） ずばりお聞きしますが、六日市病院の公設民営化の時期とかいろいろ問題になっておりますが、この公設民営化についてもこの管理者の指導助言ということは考えておられますか、それとも、それは全く別の問題ということですか。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○医療対策課長（永田 英樹君） 先般、石州会との意見交換会、それから実務者会議を通じる中で、やはり町の地域医療を守っていくというところで、必要な施策は何なのかというようなどころで共通の認識を得ているところでございます。

そういったところにつきましては、やはり公設民営化を実現していくというようなどころも、共通の認識として確認されたところでございますので、そのためにそれぞれ石州会あるいは町において必要な体制整備を行っていくということで確認をされておりますので、基本的なところにつきましては、その部分につきましても、今回の管理者のほうから様々な指導助言を得ていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 公設民営化についても助言をいただくということで、私は一歩進むというふうに理解をしております。

もう一点、現在の、課長答弁しておりますが、医療対策課との関係、今ここに条例が出ておりますが、全てとは言いませんが、医療対策課が進めていることと重複することがあると思うんですが、この管理者と医療対策課との関係、医療対策課には当然事務局長がおりますが、医療対策課と木谷先生だと思っておりますが、先生が医療対策課に対しての助言されるとか、そういうこともあり得るのでしょうか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○医療対策課長（永田 英樹君） 今回、委嘱をいたしますのは町長でございますので、当然、町の管理者ということになってまいります。そういったところから、今回の管理者につきまして

は、我々医療対策課の職員に対しましても、当然、そこが中心となって、指導助言等々がなされるというふうな形、そういったところから連携を取りながら今後の地域医療を守る取り組みを進めてまいりたいという考えでございます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 少し私のほうから補足をさせていただきます。

先ほど1番議員のほうからは、公設民営化という話がありました。先般の全員協議会でも、ペーパーのほうで御説明させていただきましたし、私は先ほどの冒頭で、動静報告もさせていただきましたが、いろいろ議員の皆さんにも御心配をおかけしておりましたが、しばらく時間を置いてになりましたが、トップ会談を10月の末にすることができました。これを皮切りに実務者会議も2回ということで、また、次の会議の設定をさせていただいておるところでございます。

その中で、やはり公設民営化、それから地域医療を守る、病院機能をこの地に残すというその思いは、我々行政も石州会六日市病院も同じ思いでございます。それを改めて確認をしたということと。

もう一つは、公設民営化に向けてこれを少しでも、1日というか、その単位ではなく1年でも早くこれを実現させていただきたいと。その中で行政もやはり石州会六日市病院のほうも、そうした識見をお持ちの方のお力をぜひいただきたいということで、その会議の中で私のほうからは木谷先生にぜひお力を貸してもらいたい。病院のほうからもそうした同様な御発言がございました。

双方がこうした方を求めておったということが、共通認識があったということですから、ただ、それぞれ立場が違いますから、行政といたしましては、こうして議会の方へ上程をさせていただいて、医療・介護統括管理者というポジションを準備をさせていただく。あくまで町からの指名でございますので、その立場を持って町内外というのは、我々が益田の日赤に出向いて先生の指導を仰ぐ場面もあれば、町内ということで、実質、六日市病院のほうへ出向いていただいて、現場のほうでいろいろな指導・助言をしていただくということもあろうかと思えます。そうしたことをさせていただきたい。

六日市病院さんのほうは、確たる約束はちょっと私も聞き及んでおりませんが、先般、課長が申しましたのは、相談役というようなお話もあったと思えますし、会議の中では顧問というお話もございましたが、いずれにしても病院は病院としてのポジションを木谷先生に与えていただいて、官も病院サイドも木谷先生のしっかりした助言を受けていこうと。

それは先ほど申し上げましたように、やはり公設民営化を一年でも早く成就させたいという、その思いで双方がこの先生のポジションを準備をするということでございますので、これまでも本線から全くぶれていないと思えます。

少し時間がかかっておりますが、経営改善がなかなか進まないというもどかしさもあるわけでございますが、木谷先生がこうして役職に就いていただく、石州会のほうにも相談役という形で役職に就いていただく中で、そこを成就させていただきたいということでございますので、その点御理解いただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 今、町長が公設民営化を少しでも早く実現するためというにおっしゃられました、一般質問の中ですべきこともわかりませんが、これだけ公設民営化について実現がなかなか厳しいということが、今年になってずっと続いておりましたので、私の個人的な意見としますと、木谷先生にお願いをするのであれば、もう少し早くお願いしておけば、今みたいな石州会と町との考え方が違うということにならなかったと思いますが、なぜもう少しこういう期間を早く設置できなかったのか、また木谷先生にお願いできなかったことについて、もう少しすみません、一般質問みたいになるかもしれませんが、町長が言われましたので、もしちょっとあれば。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） ここに至った経緯は、るる申し上げますと長くなりますので控えたいと思いますが。

いずれにしても、これまでなかなか経営改善であったり、それから公設民営化に向けての事務的なことも含めてだろうと思いますが、なかなかこううまく回ってこなかった。そこをどうか整理をさせていただいたり、軌道修正をしていただいたというのは、やはり島根県のいわゆる医療政策を含めた部門が、しっかり補完をしていただいたということだと思います。

医療の世界というのは、我々の一般行政のところとは違う世界のありかでございますので、やはり専門の方にそうしたことをいろいろ各方面で状況のヒアリングをしていただいたり状況整理していただいた中で、10月25日のトップ会談、それに続く実務者会議、ここから成就してきたんだろうと思いますので、なかなかその我々の行政だけでは整理仕切れなかった部分を、そうした島根県の専門的な医療政策に精通した先生方の御尽力によって今日があるというふうに思っておりますので、そこにやはり少し時間がかかったのだろうと思っています。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 今、石州会との関係でいきますと、先ほど町長言われましたように、公設民営化という課題があります。やっぱり石州会の経営改善が進むということがないと公設民営化も実現をしないというふうに認識をしておりますが、今度設置をされます統括管理者がその場面でどのような働きをされるのかということについて、お聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○医療対策課長（永田 英樹君） お答えをいたします。

統括管理者、町のほうの管理者という立場もございますけれども、基本的には石州会のほうにも、先ほど町長申しましたとおり相談役というような形でかかわっていただくという、それぞれ石州会においても立場、権限を確保され町においても確保されるという中で、石州会側からの要望と理事長からも木谷先生のほうに、現在策定をし、実行しております経営改善計画アクションプラン、こちらのほうのやはり進捗を加速していかねばならないというような、そういったところについて、木谷先生に入ってください御指導御助言をいただきたいというような御発言のほうをされておられます。

木谷先生につきましても、やはりその部分の進捗がないことによってはなかなか地域医療を守っていく、公設民営化の実現というようなところには至らないだろうというような見解もお持ちでございますので、その部分につきましては、アクションプランの様々な会議の中に具体的にいられていく中で、その実現性、何が停滞しているのか、原因等々を明らかにしながら進捗していくような対応等を町の医療対策課、石州会双方と連携を図りながら指導助言、調整を図っていただける、そういった役割が期待できるのではないかとこのように考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） 時間額2万円、これはどういった基準でどういった設定をしたかということと、それに伴って1年間どれだけの報酬額を想定されているか、それを聞きます。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○医療対策課長（永田 英樹君） 時間額の根拠につきましては、実際に、今回のこの管理者につきましては、参考とさせていただきますのが、お隣の津和野町の例でございます、その部分の報酬単価等々を参考にさせていただきます設定をさせていただいたところでございます。

どの程度の経費を予測しているかということでございますが、基本的には毎週1回4時間程度入っていただく部分、月4回程度こちらのほうに来ていただいて、4時間程この管理者の業務に携わっていただく。それプラスそれ以外に益田日赤等々から対応していただく会議等々いろいろあるかと思っておりますので、その部分を2日ほど見込みまして、4時間の6日間というところで、月額に換算いたしますとマックスで48万円ぐらいを想定しておるところでございます。

今回の12月補正、3月までのところでは、一応、240万円ほどを計上させていただいておりますが、こちらのほう、一応そういったところマックスがそういったところでございますので、今後、どのような時間、従事していただくかによって若干の変動があるかというふうに思いますが、今現在、想定しておるのはそういった予算を考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですが、日程第7、議案第59号吉賀町医療・介護統括管理者の設置に関する条例の制定についての質疑は保留をして、時間も経過しましたので、ここで10分間休憩します。

午前10時05分休憩

.....  
午前10時14分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

.....  
**日程第8. 議案第60号**

○議長（安永 友行君） 日程第8、議案第60号吉賀町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第60号吉賀町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてでございます。

吉賀町職員の高齢者部分休業に関する条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和4年12月2日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第60号吉賀町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について説明をさせていただきます。

本条例の制定意図、それから背景というものですけれども、これにつきましては11月24日に行われた全員協議会、この際に定年引き上げについてということで説明をさせていただきました。その中で触れさせていただいておりますので、説明につきましては、議案のほうをめぐっていただいて制定文そのものの説明をさせていただければというふうに思います。

まず、第1条でございます。趣旨といたしましては、地方公務員法第26条の3に基づき必要事項を定めるものとしておるというところです。

それから、第2条です。ここに書いてありますのは、休業の取得時間と制度を利用する可能年齢を定めておりました、1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲といたしまし

て、さらに取得単位を15分、そして対象年齢を60歳とするというものでございます。

第3条におきましては、給与についてであります。休業した部分、それについては給与については減額をするという、そういう内容です。

第4条、第5条これにつきましては、休業に関する承認の取消し、それから短縮、延長そうしたことができるとした内容となっております。

最後の附則ですけれども、令和5年4月1日から施行をするという内容となっているものでございます。

以上で、議案第60号の説明を終わります。どうぞ、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、担当課長よりの提案理由の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑はありますか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 高齢者部分休業なんですが、具体的にどういった人が部分休業をすることがあり得るのか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 申請の際に、そうした休業をしたいというところで幾らかその背景といますか、理由が示されると思いますけれども、これは国が示しておる内容でもありますが、本人の身体的な、いわゆる衰えといますか、そうしたところ。

それから場合によっては、家族の中に介護を必要とする方が発生するだとか、そうしたところ。さらには高齢になりまして仕事と、それから本人のプライベートな部分、ここも充実させるというようなところ。そうした意図を持って申請理由に当たってくるというような、こうした内容になるだろうというふうに思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第8、議案第60号吉賀町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についての質疑は保留をしておきます。

---

### 日程第9. 議案第61号

○議長（安永 友行君） 日程第9、議案第61号吉賀町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第61号吉賀町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町職員の定年等に関する条例（平成17年条例第24号）の一部を別紙のとおり改正する。  
令和4年12月2日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく  
お願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第61号吉賀町職員の定年等に関する条例の一部を  
改正する条例について説明をさせていただきます。

定年引上げ制度導入に伴う条例改正ということでありまして、11月24日の全員協議会でそ  
の主なところを説明させていただいたところであります。

再度、その主なところを申し上げておきますと国家公務員の定年引上げに伴いまして、地方公  
務員の定年、これにつきましても60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げられる  
ということ。

それから、役職定年制と定年前再任用短時間勤務制が導入されること。

それから、情報提供・意思確認制度が新設されること。そして、最後に給与については7割措  
置が導入されるということ。こうしたところが主な法律の改正内容ということになっております。

これに伴って条例を改正させていただくというものでございます。これから見ていただきます  
改正ですけれども、これについては国からいわゆる改正例というものが示されておりまして、基  
本的にはそれに倣う形で整理をさせていただいておるというところでもあります。

それから、先ほど給与の7割措置というふうに申し上げました。この部分については、次の議  
案でその内容が含まれてきておるということを最初に申し添えておきたいと思えます。

それでは説明に入りますが、参考資料を用いて行いたいと思えます。

資料については2ページからであります。お聞きいただければと思えます。

参考資料の2ページでありまして、まず、左の縦欄が現行の条例、それから右の縦欄が改正後  
の案ということで見ただけであればと思えますが、最初に目次を追加するということです。

これについては、これまで目次はついていませんでしたが、第1章から第5章までの章立てを  
行っておりまして、第1章では総則、第2章では定年制度、第3章では管理監督職勤務上限年齢  
制、それから第4章については定年前再任用短時間勤務制、第5章は雑則、それから附則という  
こういう構成になるというところでもあります。

それから条文そのものを見ていただければと思えますけれども、ちょっと下がっていただきま  
して第3条です。職員の定年はこれまで現行60年ということですが、これについては65年と  
するというものであります。

段階的な引き上げとなるという御説明をさせていただきましたけれども、この段階的な部分に



については、後ほど附則のところでのこの部分については表現されてくるというところで見いただければというふうに思います。

それから、第4条定年による退職の特例というところ、これにつきましては、いわゆる勤務延長の規定ということで、これ現行でも規定がございます。このたびの法律改正に合わせて整理をするというもので、基本的な考え方といいますか、仕組みについては変わるものではございません。

それから進んでいただきまして、今度は4ページに進んでください。

中段から下です。第3章管理監督職勤務上限年齢制を定めるという部分であります。第6条でありまして、いろいろと書いていますけれども、管理監督職員が60歳に達した場合には、60歳に達した日の翌日から同日以後の最初の4月1日までに管理監督職以外の職への降任を行うという内容であります。そうしたことが新たに入っているというところでありまして。それが第6条、第7条で書かれているというところでありまして。

それから、進んでいただきまして6ページです。

6ページの上の第9条です。管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例というものであります。

基本的には60歳を達した以後、いわゆる降任をするということが基本にはなっておりますけれども、ここに書いてある各号に該当する場合には延長をすることができるという規定という内容でお読み取りをいただければというふうに思います。

それでは、次の7ページに行ってくださいまして、ちょっと中ほどですけれども、今度は第4章です。新たに導入されます定年前再任用短時間勤務制、第12条から始まるところであります。

これにつきましては、基本的には現行の再任用制度と同じ仕組みではありますけれども、一部異なる部分があります。その部分については任期の考え方ですけれども、現行の再任用制度で申し上げますと任期が1年以内といたしまして、そして更新が可能であるというもの。

この定年前再任用短時間勤務制、これにつきましては、定年退職日の相当日までがその期間というところで、こうしたところが取扱いが異なるというところでありまして。

いずれにしても、これは条文のほうにも書いていますけれども、年齢60年に達した日以後に退職をしたものを、短時間勤務の職に採用することができるという内容というところでお読み取りください。

次の8ページに参ります。これも中ほどからですけれども附則の部分です。

附則に第2項を追加をしております。ここが定年の段階的引き上げというところが表現されているところでありまして、附則第2項として定年に関する経過措置であります。表で表しております。

ますけれども、2年に1歳ずつこういう形で引き上げを行っていくというところでもあります。

さらにその下、附則の第3項です。ここに情報の提供及び勤務の意思の確認というところが新設されておるといふふうに見ていただければと思いますが、これは年齢60年に達する日の属する年度の前年度に情報の提供あるいは意思の確認を行うということが決められているというものでございます。

今度は9ページに進んでいただきまして、このたびの改正附則という、ちょっと附則が2回出てきますけれども、最初に出てきたのは本則の附則、それから次に出てくる附則、9ページに出てくる附則は改正に係る附則というところで見えていただければというふうに思いますが、まず、9ページの中ほどです。附則第1条、施行期日を定めておりまして、令和5年4月1日から施行するというものでございます。

それから、次に進んでいただきまして10ページです。

10ページの下、第3条から第6条まででありますけれども、この規定につきましては、現行の再任用制度がここに入ってきているというところで、まず見ていただければと思います。

来年の4月1日以降については、現行の再任用職員という言い方は、今度は暫定再任用職員というふうな切り替わるということとして、内容については現行の制度をここに盛り込んでいるというものであります。第3条から第6条までのところでもあります。

進んでいただきまして、飛びますけれども、資料の18ページまで飛んでいただきまして、これが改正附則の第11条が一番最後に出てくるかと思えます。「令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は年齢60年とする」ということですがけれども、これ意味合い的には、先ほど出てきた情報提供であったり、意思確認をするその年齢を60年とする。すなわち、その前年にそれを行うという意味というところでお読み取りをいただければと思います。

少し飛ばしましたがけれども、そこまでのところですがけれども、いわゆる現行の再任用職員、それから今度新しく導入されます定年前再任用短時間勤務職員、そうしたものの規定について、整理がそれぞれなされてきているというところで見えていただければというふうに思います。

以上で、議案第61号の説明を終わります。どうぞ、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、日程第9、議案第61号吉賀町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をして、次に行きます。

---

## 日程第10. 議案第62号

○議長（安永 友行君） 日程第10、議案第62号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第62号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年12月2日、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第62号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、説明をさせていただきます。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行ということですが、意味といたしましては定年引上げ制度というところで、この制度導入に伴います関係条例の整備というところで見ただけならばというふうに思います。

中身につきましては、条例改正が8本、それから条例廃止が1本、それからこの整備条例の附則として経過措置の規定が幾らか設けられているという、こうした構成となっているというところでございます。

それから、改正内容ですけれども、地方公務員法の法律改正に伴います字句の修正、それから制度導入に伴いまして関係条例の整合を図るところ、そうしたところが大半であります。

それから、先ほど申し上げましたけれども、定年引上げのポイントとなります給与の7割措置、そうしたところがここに出てまいります。後ほど説明はさせていただきたいと思っております。

それから、この条例改正ですけれども、これについても国から改正例が示されておりまして、これに倣って整理をさせていただいているというところを申し添えておきたいと思っております。

そうしますと説明につきましては、参考資料を用いて行います。

まず、19ページからというところでお開きいただければと思います。

参考資料19ページでございまして、これが整備条例で言いますと第1条に書いている部分であります。公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の改正であります。

改正内容といたしましては、法律改正に伴いまして公益的法人等へ派遣することができない職員を定めるということが必要となっております、その部分についてここに加えているというこ

ういう内容です。

資料、次に進んでいただきまして20ページです。

整備条例第2条でございまして、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の改正です。これは上位法であります地方公務員法の改正によりまして、引用元となる法律の条番号が変わるところでの改正というところでお読み取りをください。

次の21ページです。

整備条例第3条ということで職員の勤務時間、休暇等に関する条例でございまして。意味的には2つの内容が入っておりまして、これまで再任用短時間勤務職員と言っておるものが、今度は、定年前再任用短時間勤務職員となるという、こうした改正、それから法律改正に伴います条番号等の変更というところでお読み取りをいただければと思います。

それから資料23ページに進んでいただきまして、整備条例第4条です。

職員の育児休業等に関する条例でございまして。主な改正内容が3つあります。

まず1つ目ですけれども、育児休業をすることができない職員ということで、管理監督職で特例任用をされている職員、これについては育児休業をすることができない職員ということになっておりまして、その部分の改正。

それから、再任用短時間勤務職員という表現がありますけれども、これを定年前再任用短時間勤務職員というふうに変更するもの。

それから、3つ目ですけれども、給与の7割措置が適用される職員というのが今度発生してくるということになりますけれども、その際の育児短時間勤務を行う場合の給料月額を定めるという、こうした内容がここに入ってきております。

今、申し上げた部分については、ずっと進んでいただきまして27ページ、ここまでの育児休業等に関する条例の改正内容ですけれども、資料27ページの一番最後のところに、附則の第3項に新たに追加した部分があるかと思っております。今申し上げた内容がここに当たるというところで、お読み取りをいただければと思います。

次に進んでいただきまして、資料28ページです。

整備条例第5条職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の改正でございまして。

これについては、給料月額の7割措置を行うということになります。すなわち降給を行うということでありまして、その部分についてこの条例の中で第1条に免職及び休職というところを、免職、休職及び降給という内容をここに入れるというものであります。

それから、次の29ページです。

整備条例第6条です。職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の改正です。

これも7割措置の関係であります。いわゆる減給措置が取られるという場合に、その減給期間

中に給料月額7割措置が取られると、これはそうしたことになるわけなんですけど、そうしたときに、その減給部分の額をどうするのかということがここに書かれておまして、減給期間中に給料月額7割措置が取られると。そうしたときには、その給料月額の10分の1に相当する額、これを上限としますよという内容でお読み取りをいただければというふうに思います。

次に進んでいただきます。30ページからです。

整備条例第7条というところで、職員の給与に関する条例です。

まず、再任用職員という表現がありますけれども、これを定年前再任用短時間勤務職員というふうに字句の修正を行います。

これも、ちょっとすみません、進んでいただきまして、続いておるんですが36ページです。参考資料36ページまで進んでいただきまして、36ページの下のところを見ていただきますと、附則に第7項以下ずっと続きますけれども、これが追加されておるかと思えます。その第7項を見ていただきますと、当分の間、職員の給料月額は当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、ちょっと飛ばしますが、100分の70を乗じて得た額とするという内容であります。

先ほど来申し上げております7割措置という部分が、ここに出てくるというところであります。

いろいろと手入れをしている部分がたくさんありますけれども、この給与条例に関しては、今申し上げたところ、ここが改正のポイントとなるというところでお読み取りをいただければというふうに思います。

次に、進んでいただきまして40ページです。

整備条例第8条職員等の旅費に関する条例、これは表を見ていただきますと条番号を変更するという改正であります。法律改正に伴うものであります。

以上が、参考資料の新旧対象表で申し上げた部分です。

ここからは議案のほうに戻っていただければというふうに思います。議案ずっとめくっていただきますと、第1条から第8条までありまして、第9条が出てくるところがあるかと思えます。

条例の廃止でありまして、再任用に関する条例をここで廃止をするというものであります。先ほど申し上げたとおり条例そのものは廃止をいたしますが、その経過措置がその前段のところ盛込まれておるといふ、こういう形になるというものであります。

それから、そのまま議案のほうをちょっと読み進んでいただければというふうに思いますけれども、附則2第1条から第4条まで、これは改正附則ということになりますけれども、この整備条例の附則ということになります。まず施行については令和5年の4月1日施行という、こういう内容であります。

それから、第2条におきましては、用語の定義として、それぞれの表現に対する意味合いをそ

ここで定義をしているというところ。

それから、第3条、第4条がその後続いておりますけれども、経過措置という形で、ここにもいわゆる暫定再任用職員、そうした部分についての規定が設けられているというところで見ただけならばというふうに思います。

以上で、議案第62号の説明を終わります。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。日程第10、議案第62号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての質疑は保留をしておきます。

---

#### 日程第11. 議案第63号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第11、議案第63号吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第63号吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

吉賀町長等の給与等に関する条例（平成17年吉賀町条例第39号）の一部を次のように改正する。

令和4年12月2日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては所管いたします総務課長のほうから御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 担当課長よりの説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第63号吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

参考資料につきましては41ページをお開きいただければというふうに思います。

本条例改正につきましては、さきに行われました国の人事院勧告、それからそれに連動して行われます国の特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律、これに準じまして、吉賀町長等の給与等に関する条例第5条に規定する期末手当の支給率を改正するというような内容でございます。

その具体的な内容ですけれども、期末手当の年間支給率3.10月分、これを3.15月分に

0.05月分引き上げるという内容でございます。

具体的に条例改正の部分で申し上げていきたいと思っております。

参考資料41ページ上段の表を、まず見ていただければと思います。

上の表と下の表が分かれていますけれども、上の表が交付の日適用というところで、12月の支給率を100分の160に改正をするというものでございます。

それから、その下の表ですけれども、これは令和5年4月1日適用といたしまして、支給率を100分の157.5に改正するというものでございます。

上段の表それから下段の表どちらも年間支給率そのものについては3.15月分というところでお読み取りをいただければというふうに思います。

以上で、議案第63号の説明を終わります。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。日程第11、議案第63号吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑は保留しておきます。

---

#### 日程第12. 議案第64号

○議長（安永 友行君） 日程第12、議案第64号吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第64号吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

吉賀町職員の給与に関する条例（平成17年吉賀町条例第42号）の一部を次のように改正する。

令和4年12月2日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第64号吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

この条例改正でありますけれども、本年の人事院勧告に伴う国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律に準じまして、吉賀町職員の給与に関する条例第21条に

規定いたします勤勉手当の支給率、それから第5条に規定しております給料表別表第2の部分を改正するものでございます。

勧告内容でありますけれども、勤勉手当について支給率を0.1月分引き上げる。それから給料月額でございますが、それについて初任給をはじめ、若年層の給料月額を引き上げる。こうした内容となっております。

具体のところですけれども、参考資料42ページから説明をさせていただければと思います。42ページをお開きください。

まず、42ページ見ていただきますと、第21条、ここに勤勉手当の条文が書いてあろうかというふうに思います。すみません、この42ページから飛んでいただきまして参考資料は49ページ、42ページと49ページを先に説明をさせていただきます。

まず、42ページですけれども、勤勉手当の支給率について交付の日施行といたしまして、第2項の第1号、ここには再任用職員以外の職員について書いておりまして、100分の95から100分の105に、それから第2号ですけれども、これは再任用職員についてでありまして、100分の45から100分の50に改正するものであります。

それから、飛んでいただきまして49ページのほうですけれども、これについては令和5年4月1日施行ということで、これについては6月と12月の支給というのがありますので、率を平準化させるというものであります。再任用職員以外の職員について100分の100、それから再任用職員については100分の47.5に改正するというふうに見ていただければと思います。

資料の42ページ、それから49ページ共に勤勉手当の年間支給月数については再任用職員以外の職員が1.9月から2.0月、それから再任用職員が0.9月から0.95月へ引き上げになるというふうにお読み取りをいただければと思います。

それから資料43ページから表が載っておるかと思いますが、48ページまでのところであります。給料表の改正部分です。

勧告の内容について先ほど申し上げましたが、具体的なところを申し上げますと、平均改定率が0.3%、それから高卒一般職の初任給を4,000円引き上げ、30歳代半ばまでの若年層職員が在職する部分、これについて改定をするという内容となっております。

表がずっと続いておりますけれども、アンダーラインを引いたところが改正をするというものでありまして、そこからも読み取れるかと思いますが、いわゆる中堅層から上位の職員については、その改定はないというところでお読み取りいただければというふうに思います。

この条例改正ですけれども、適用につきましては本年の4月1日からということでございます。以上で、議案第64号の説明を終わります。どうぞ、よろしくお願いいたします。



○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 今、ここにありますが職員の場合なんですけども、会計年度任用職員の場合は、行政職の給料表の1級の1号からとか、いろいろ表現もされていますけども、それに伴って変わることになるのか、その点お聞きします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 会計年度任用職員の皆さんの給料についても、今改正によりまして変わるところで理解していただければというふうに思います。

会計年度任用職員に関する条例の中で、給与については職員の給与条例に準ずることになっておりますので、そうした意味で、本改定で任用職員さんの給与も、変更がかかる方もおられるというところがございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。日程第12、議案第64号吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

---

### 日程第13、議案第65号

○議長（安永 友行君） 日程第13、議案第65号令和4年度吉賀町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第65号令和4年度吉賀町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

第1条、令和4年度吉賀町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和4年度吉賀町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

まず、収入でございますが、第1款水道事業収益2億2,768万円に992万7,000円を追加し、2億3,760万7,000円。第2項営業外収益1億1,913万円に992万7,000円を追加し、1億2,905万7,000円でございます。

収入につきましては、第1款水道事業費用2億2,765万円に992万7,000円を追加し、2億3,757万7,000円。内訳といたしましての第1項でございますが、営業費用2億585万6,000円に992万7,000円を追加し、2億1,578万3,000円でございます。

す。

第3条、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費1,634万9,000円を1,641万7,000円に改める。

第4条、予算第9条中1億3,821万5,000円を1億4,814万2,000円に改める。

令和4年12月2日提出、吉賀町水道事業管理者岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします建設水道課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長からの詳細説明を求めます。早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、議案第65号令和4年度吉賀町水道事業会計補正予算（第1号）について詳細説明をさせていただきます。

議案書を進んでいただきまして、次に説明書がございます。説明書の10ページをお開きいただきたいと思えます。

収益的収入及び支出でございます。

今回の補正につきましては、一般会計のほうでは9月に補正をさせていただきましたけれども、電気料金の高騰に伴います電気料の補正の内容が大きなものがございます。

それから、ただいま議案第64号で提案のございました給与改定に関するもの、この2つが大きな改定内容ということになっております。

まず、収益的収入及び支出の下の大きな枠、支出を御覧いただきたいと思えます。

款の1水道事業費用、それから項の1営業費用、目の1原水及び浄水費でございます。右に見ていただきまして、節の15光熱水費でございます。金額にいたしまして982万6,000円でございます。電気料等の高騰が叫ばれているところがございます不足をすると予測されます。この金額について補正をさせていただきたいというものでございます。

続きまして、目の3総係費でございます。節の2、6で職員の給与改定に伴います金額を計上しているところがございます。扶養手当につきましては3万円、勤勉手当につきましては7万円でございます。これは職員2名についての金額でございます。

詳細につきましては3ページに給与明細がございますので、お読み取りをいただきたいというふうに思えます。

それからその下でございますけれども、節の41その他引当金繰入額でございます。この部分の引当金でございますけれども、賞与等引当金繰入額でございます。3万3,000円を計上させていただきますところがございます。これにつきましては、来年度の6月に支払います賞与、この部分の今年度部分、つまり12月から3月までの部分につきまして、引き当てまして来年度支払うということになります。この部分で給与改定がございますので、給与改定分の3万

3,000円を計上するというものでございます。

続きまして、上の欄、収入でございます。

支出に見合います部分の金額につきまして992万7,000円を、他会計補助金として一般会計から繰入れるというものでございます。

以上、詳細説明に代えさせていただきたいと思っております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、提案者の提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですが、日程第13、議案第65号令和4年度吉賀町水道事業会計補正予算（第1号）の質疑は保留しておきます。

ここで10分間休憩します。

午前11時09分休憩

.....

午前11時19分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

----- . ----- . -----

#### 日程第14. 議案第66号

○議長（安永 友行君） 日程第14、議案第66号令和4年度吉賀町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第66号令和4年度吉賀町下水道事業会計補正予算（第2号）であります。

第1条、令和4年度吉賀町下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和4年度吉賀町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございますが。

第1款下水道事業収益2億1,722万1,000円に64万4,000円を追加し、2億1,786万5,000円。うちの第2項の営業外収益であります1億6,501万1,000円に64万4,000円を追加し、1億6,565万5,000円。

支出でございます。

第1款下水道事業費用2億2,425万7,000円に64万4,000円を追加し、2億2,490万1,000円。内訳といたしまして第1項営業費用1億8,846万8,000円に

46万4,000円を追加し、1億8,893万2,000円。

第2項営業外費用2,779万9,000円に18万円を追加し、2,797万9,000円でございます。

第3条、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

1の職員給与費であります。1,480万5,000円から427万6,000円を減額いたしまして1,052万9,000円でございます。

令和4年12月2日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします建設水道課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、議案第66号令和4年度吉賀町下水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

議案書を進んでいただきますと説明書がございます。説明書の10ページをお開きいただきたいと思っております。

収益的収入及び支出でございます。表が非常に小さくなっておりまして大変申し訳ございません。見づらいかと思っておりますが御了承いただきたいと思っております。

下の欄の支出でございます。

款の1下水道事業費用、項の1営業費用、目の1管渠費でございます。29万4,000円の補正でございます。

申し遅れましたが、今回の補正につきましても、水道と同じでございます。燃料高騰に伴います電気料金の補正、それから、給与改定に伴います給与費の補正、それから、もう一つ4月に異動がございました。これは建設水道課内での異動でございますけれども、主幹クラスの職員から新任の職員に代わりました。そういった関係の補正、給与費等の補正、これを併せてさせていただいているということでございます。

途中になってしまいましたけれども、管渠費でございますが29万4,000円でございます。これにつきましては、公共下水側の中継ポンプにかかります電気料金の部分というふうにお読み取りをいただきたいと思っております。

その下の、処理場費でございます、444万6,000円でございます。右に見ていただきますと光熱水費の補正でございます。これにつきましては、公共下水のエリアにかかってまいりますものは223万4,000円、農業集落排水エリアにかかってまいりますものが221万2,000円ということで、電気料金の高騰に伴います補正をさせていただきたいというもので

ございます。

それから、その下、総係費になりますけれども、その下については手当ということで計上をさせていただきます。お読み取りをいただきたいと思っております。

3ページから給与費明細書をつけておりますのでお読み取りをいただきたいと思っております。

その下でございます。賞与等引当金繰入額でございます。120万8,000円を計上させていただきます。これにつきましては、下水道会計が今年度から新たに企業会計として発足をいたしました。

その初年度の部分につきましては、引当金等に充てることができませんでしたので、この金額につきましては、手当のほうにまとめて計上してありました。そのものにつきまして、引当金のほうへ改めて組み替えるというものでございます。

引当金につきましては、先ほども水道のほうで説明させていただきましたけれども、6月に払います賞与、この部分の今年度分の負担部分12月から3月までの分については計上し、来年度支払うということになっているものでございますので、御理解を賜りたいと思っております。

それから、一番下の部分でございます。項の2営業外費用といたしまして、目の1支払利息及び企業債取扱諸費でございます。右に見ていただきまして18万円の計上でございます。当初の見込みに変更があったということで18万円の利子分としての補正をさせていただきたいというものでございます。

次に、上の段に戻っていただきまして、収入でございます。

見合う部分につきましての金額につきまして64万4,000円を、一般会計より繰入れるというものでございます。

以上、詳細説明に代えさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第14、議案第66号令和4年度吉賀町下水道事業会計補正予算（第2号）の質疑は保留をしておきます。

---

#### 日程第15、議案第67号

○議長（安永 友行君） 日程第15、議案第67号令和4年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件についての提案説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第67号令和4年度吉賀町国民健康保険事業特別会計

補正予算（第3号）であります。

令和4年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ98万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,546万6,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月2日提出、吉賀町長岩本一巳。

おめくりいただきまして、第1表の歳入歳出予算補正。まず、歳入でございます。

款8繰入金、項1他会計繰入金8,096万5,000円に98万5,000円を追加し、8,195万円。これに伴います歳入合計であります。7億8,448万1,000円に98万5,000円を追加し、7億8,546万6,000円となるものでございます。

続きまして、2ページは歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費3,140万円5,000円に21万5,000円を追加し、3,162万円。

款11予備費、項1予備費649万3,000円に77万円を追加し、726万3,000円、これに伴います歳出合計でございます。7億8,448万1,000円に98万5,000円を追加し、7億8,546万6,000円となるものでございます。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） それでは、議案第67号令和4年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について詳細説明を行います。

予算書6ページをお開きください。

右側でございますが、001人件費についてでございます。21万5,000円を計上しております。これにつきましては給与改定による計上でございます。なお、7ページから11ページの給与費明細書につきましてはお読み取りをいただければと思います。

予算書6ページでございますが、11款予備費、目1予備費、補正額77万円を計上しております。

以上の歳出に伴う歳入についてでございます。予算書5ページをお開きください。

8款繰入金、目1一般会計繰入金、右側を御覧ください。節2職員給与費等繰入金、補正額21万5,000円でございます。こちらにつきましては、歳出で御説明をさせていただいた人件費分でございます。その下の節4財政安定化支援事業繰入金、補正額61万6,000円、そ

の下の節5その他一般会計繰入金、補正額15万4,000円を計上しております。こちらにつきましては、全て事業費等の金額の確定によるものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第67号令和4年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の詳細説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(安永 友行君) 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(安永 友行君) 質疑がないようです。日程第15、議案第67号令和4年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の質疑は保留をしておきます。

---

### 日程第16. 議案第68号

○議長(安永 友行君) 日程第16、議案第68号令和4年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長(岩本 一巳君) 続きまして、議案第68号令和4年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第2号)であります。

令和4年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,959万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月2日提出、吉賀町長岩本一巳。

おめくりいただきまして、第1表歳入歳出予算補正。まず、歳入でございます。

款4繰入金、項1一般会計繰入金1億8,658万3,000円から1,565万1,000円を減額しまして1億7,093万2,000円。

款6諸収入、項1雑入197万5,000円に1,565万1,000円を追加し、1,762万6,000円でございます。これに伴います歳入合計でございます2億5,959万4,000円で、補正額ゼロとなりまして、同額でございます。

2ページは歳出でございます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金並びに歳出合計でございますが、それぞれ補正前の額に対しまして今回の補正は財源構成でございますので、この金

額の変更はございません。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） それでは、議案第68号令和4年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）について、詳細説明を行います。

予算書の5ページをお開きください。歳入から御説明をさせていただきます。

4款繰入金、目6療養給付費負担金、右側を御覧ください。節1療養給付費負担金、療養給付費負担金についての補正額△1,565万1,000円を計上しております。

その下の、6款諸収入、目5雑入、右側を御覧いただきまして節1雑入、補正額1,565万1,000円を計上しております。こちらにつきましては、療養給付費負担金の確定によるものでございまして、広域連合からの還付となっております。

予算書6ページをお開きください。歳出についてでございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金についてでございます。補正額の財源内訳のとおり財源構成により補正額はゼロとなっております。

以上、議案第68号令和4年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）の詳細説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。日程第16、議案第68号令和4年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）の質疑は保留をしておきます。

---

### 日程第17. 議案第69号

○議長（安永 友行君） 日程第17、議案第69号令和4年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第69号令和4年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）であります。

令和4年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ104万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億3,628万円とする。



第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月2日提出、吉賀町長岩本一巳。

1ページは、第1表歳入歳出予算補正の、まず歳入でございます。

款7繰入金、項1他会計繰入金2億1,408万9,000円に74万7,000円を追加し、2億1,483万6,000円。

款9諸収入、項2雑入304万7,000円に30万2,000円を追加し、334万9,000円。これに伴います歳入合計であります。12億3,523万1,000円に104万9,000円を追加し、12億3,628万円となるものでございます。

2ページは、歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費4,804万1,000円に18万3,000円を追加し、4,822万4,000円。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費8億5,143万8,000円に547万8,000円を追加し、8億5,691万6,000円。2介護予防サービス等諸費2,895万3,000円に502万4,000円を追加し、3,397万7,000円。3その他諸費86万9,000円に12万8,000円を追加し、99万7,000円。4高額介護サービス等費2,925万4,000円に35万1,000円を追加し、2,960万5,000円。7特定入所者介護サービス等費5,554万1,000円から1,098万1,000円を減額し、4,456万円。

款5地域支援事業費、項3包括的支援事業・任意事業費2,501万2,000円、これに86万6,000円を追加し、2,587万8,000円でございます。これに伴います歳出合計であります12億3,523万1,000円に104万9,000円を追加し、12億3,628万円となるものでございます。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） それでは、議案第69号令和4年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について詳細説明を行います。

予算書の6ページをお開きください。

歳出から御説明させていただきます。

1款総務費、目1一般管理費、右側を御覧いただきまして001人件費、補正額18万3,000円を計上しております。こちらにつきましては、給与改定によるものでございます。

9ページから13ページの給与費明細につきましては、お読み取りをいただきたいと思います。

予算書6ページに戻りまして、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費から8ページを開いていただきまして、2款保険給付費、7項特定入所者介護サービス等費までの補正額につきましては、これまでの実績に基づきまして必要経費の算出により、会計内構成を行い補正額を計上しているものでございます。

その下の、5款地域支援事業費、目5任意事業費、右側に行ってくださいまして節12委託料003食の自立支援事業費の補正額86万6,000円を計上しております。こちらにつきましては、食数の増加と原材料の高騰による増額でございます。

以上の歳出に伴う歳入についてでございます。

予算書5ページをお開きください。

7款繰入金、目1一般会計繰入金、右側に移っていただきまして、節4職員給与費等繰入金、補正額18万3,000円を計上しております。こちらは歳出で御説明いたしました人件費分でございます。

その下の節6その他繰入金、補正額56万4,000円及び9款諸収入、目4雑入、右側に行ってくださいまして、節1雑入任意事業負担金、補正額30万2,000円についてでございます。こちらにつきましては、歳出で御説明いたしました食の自立支援事業に伴う計上でございます。

以上、議案第69号令和4年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の詳細説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第17、議案第69号令和4年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の質疑は保留をしておきます。

---

### 日程第18. 議案第70号

○議長（安永 友行君） 日程第18、議案第70号令和4年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第70号令和4年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第3号）であります。

令和4年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,372万4,000円

とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月2日提出、吉賀町長岩本一巳。

おめくりいただきまして、第1表の歳入歳出予算補正の歳出のみでございます。

款1総務費、項1施設管理費4,184万4,000円に13万5,000円を追加し、4,197万9,000円。

款7予備費、項1予備費59万9,000円から13万5,000円を減額いたしまして、46万6,000円。これに伴います歳出合計であります。6,372万4,000円、増減なく同額となるものでございます。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします柿木地域振興室長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。山根柿木地域振興室長。

○柿木地域振興室長（山根 徳政君） それでは、議案第70号令和4年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第3号）の詳細説明をさせていただきます。

3ページを御覧いただきたいと思えます。

款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費の右側に行ってくださいまして、001人件費12万2,000円でございます。給与改定に伴うものでございまして、一般職1名のものとなっております。

下に下りていただきまして、002一般事務管理費1万3,000円でございます。こちらは会計年度任用職員、発電所の作業員の報酬ということになります。

4ページ以降の給与費明細書についてはお読み取りいただきたいと思えます。

続きまして、款7予備費、項1予備費、目1予備費であります。こちらは一般管理費のほうへ13万5,000円を予備費のほうから充てたというところでございます。

以上、簡単でございますが、議案第70号令和4年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第3号）の詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） すみません、勉強不足なんですけど、先ほど水道事業のときも光熱費、電気代ということで補正が上がっておりましたが、この小水力発電は電気を作る施設ですが、光熱費等の関係はないんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 山根室長。

○柿木地域振興室長（山根 徳政君） 光熱費の計上はしておりますが、影響範囲の中で収まっておりますので、今回の補正については入れていません。

○議長（安永 友行君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、日程第18、議案第70号令和4年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第3号）の質疑は保留をしておきます。

昼休み休憩にいたします。休憩します。

午前11時50分休憩

.....

午後1時01分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、午後の会議を開きます。

---

#### 日程第19、議案第71号

○議長（安永 友行君） 日程第19、議案第71号令和4年度吉賀町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして議案第71号令和4年度吉賀町一般会計補正予算（第6号）であります。

令和4年度吉賀町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,373万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億1,874万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の補正は「第5表地方債補正」による。

令和4年12月2日提出、吉賀町長岩本一巳。

おめくりいただきまして、第1表、歳入歳出予算補正のまず歳入でございます。

款10地方交付税、項1地方交付税35億9,439万7,000円に974万円を追加、36億413万7,000円。

款12分担金及び負担金、項2負担金2,526万4,000円に3万円を追加、2,529万4,000円。

款14国庫支出金、項1国庫負担金4億2,140万7,000円に1,606万1,000円を

追加し、4億3,746万8,000円。項2国庫補助金6億9,529万3,000円に3,183万9,000円を追加し、7億2,713万2,000円。

款15県支出金、項1県負担金2億1,100万4,000円に310万4,000円を追加し、2億1,410万8,000円。

款20諸収入、項5雑入2,868万9,000円に456万4,000円を追加し、3,325万3,000円。

款21町債、項1町債10億1,314万6,000円に4,840万円を追加し、10億6,154万6,000円。これに伴います歳入合計でございます。80億500万3,000円に1億1,373万8,000円を追加し、81億1,874万1,000円でございます。

続きまして2ページからは、歳出でございます。

款1議会費、項1議会費7,049万9,000円に10万4,000円を追加し、7,060万3,000円。

款2総務費、項1総務管理費9億5,358万8,000円に1,711万8,000円を追加し、9億7,070万6,000円。2徴税費5,272万7,000円から346万5,000円を減額し、4,926万2,000円。3戸籍住民基本台帳費2,740万2,000円から51万円を減額し、2,689万2,000円。4選挙費2,435万2,000円から100万円を減額し、2,335万2,000円。

款3民生費、項1社会福祉費11億8,278万4,000円から28万1,000円を減額し、11億8,250万3,000円。2児童福祉費5億5,819万円に321万5,000円を追加し、5億6,140万5,000円。3生活保護費8,913万9,000円に120万円を追加し、9,033万9,000円。

款4衛生費、項1保健衛生費4億6,288万5,000円に710万3,000円を追加し、4億6,998万8,000円。3水道事業費1億3,821万5,000円に992万7,000円を追加し、1億4,814万2,000円。

款6農林水産業費、項1農業費4億599万2,000円に361万7,000円を追加し、4億960万9,000円。2林業費3億3,227万5,000円に36万6,000円を追加し、3億3,264万1,000円。

款7商工費、項1商工費2億2,943万3,000円に1,200万円を追加し、2億4,143万3,000円。

款8土木費、項1土木管理費2億8,222万9,000円に371万2,000円を追加し、2億8,594万1,000円。2道路橋梁費2億8,729万6,000円から292万3,000円を減額し、2億8,437万3,000円。

款9消防費、項1消防費2億9,025万円に106万2,000円を追加し、2億9,131万2,000円。

款10教育費、項1教育総務費2億8,294万8,000円に114万5,000円を追加し、2億8,409万3,000円。2小学校費3億2,043万2,000円に11万9,000円を追加し、3億2,055万1,000円。3中学校費5,187万2,000円に6,005万8,000円を追加し、1億1,193万円。4社会教育費1億7,470万7,000万円に93万4,000円を追加し、1億7,564万1,000円。5保健体育費7,222万2,000円に23万7,000円を追加し、7,245万9,000円。

款11災害復旧費、4その他公共施設災害復旧費500万円で、補正額ゼロで増減ございません。これに伴います歳出合計80億500万3,000円に1億1,373万8,000円を追加し、81億1,874万1,000円となるものでございます。

4ページは第5表の地方債補正でございます。起債の目的、1合併特例事業債、補正前の限度額2億3,790万円を補正後におきましては2億8,240万円。2災害復旧事業債につきましては、補正前の限度額1億7,180万円を補正後において1億7,570万円とするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前後で変更ございませんので、お読み取りをいただきたいと思っております。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第71号令和4年度吉賀町一般会計補正予算（第6号）について説明をさせていただきます。

予算書につきましては、進んでいただきまして23ページをお開きいただければと思います。

その23ページから27ページまでですけれども、給与費明細書であります。23ページのところで主要なところを御説明申し上げます。

23ページの上段の表、1、特別職でありまして、ここの比較の欄ですけれども職員数、その他特別職のところに、1が入っているかと思っております。この1につきましては、既に説明をさせていただいておりますけれども、医療・介護統括管理者をここにカウントしているというところがございます。

それから、そのまま右に行っていただきますと、報酬のところには230万1,000円、予算計上があるかと思っております。これの主なところですが、今申し上げた医療・介護統括管理者に係る部分。それから後ほど歳出のところに出てまいります、選挙関係で減額するところ。それから教育委員さんの報酬部分で増額するところ、そうしたものがここに含まれているという

ところでは。

それから、その右側に行ってくださいますと、期末手当のところになります。10万6,000円の計上があるかと思いますが。これについては、特別職の期末手当について引き上げ部分というところでお読み取りをいただければと思います。

それから、中段から下の表です。2、一般職のところでは。

まず、比較の欄ですが、職員数で3人の減、それから括弧付きで1名の減ということで記載があるかと思いますが。

まず、3名の減ですけれども、これについては会計年度任用職員以外の職員が3名退職というところで3名の減。それから括弧の1名減とありますけれども、これは会計年度任用職員、この1名減というところで見いただければと思います。

そうした人数の今回の減ですけれども、そうしたもの。それからこれまで説明しております給与改定の部分、そうしたものがその右側に報酬、それから給料、職員手当の比較の欄に数字がそれぞれ出ておるかと思いますが、集計したところで記載をさせていただいておるところで見いただければと思います。

それでは戻っていただきまして、歳出から説明させていただきたいと思います。

10ページでございます。

予算書10ページで、議会費、議会費、議会費というところで002議会費、それから001人件費それぞれ数字計上しておりますけれども、給与改定に伴うものというところがございます。

それから、下に下がります。総務費、総務管理費、1一般管理費です。人件費の関連でいきますと退職者、それから給与改定そうしたものを反映させておるところで見いただければと思います。

次のページに進んでいただきまして、11ページです。

5財産管理費、003庁舎維持管理費改修工事費として1,043万6,000円の予算計上がございます。内容といたしましては、この議場の改修費用ということで、具体的内容については11月24日の全員協議会で説明したものであるということです。

それから、下がっていただきまして8電算管理費、002電算管理費458万5,000円の予算計上があるかと思いますが。その下にシステム開発設計委託料、それから庁用器具費ということでそれぞれ予算計上しておりますけれども、これにつきましては、島根県市町村振興協会の補助金のメニューの中に、電算に係るものがございまして、それを活用させていただいておるところでございます。

最初のシステム開発設計委託料の内容ですけれども、これはマイナンバーカードとの連携を図

るところで、申請書作成支援システム、これの設計委託料ということで予算計上をしております。

それから、その下の庁用器具費102万1,000円、これにつきましてはオンライン会議用設備ということでパソコン、それから大型モニター、簡単に言うとテレビというように思っただけだと思いますけれども、そうしたものを購入させていただくということでもあります。

この2つの部分につきましては、先ほど申し上げたとおり協会の補助メニューですけれども、補助率は10分の10というところで、後ほどまた歳入のところでもその部分について説明したいというふうに思います。

それから、その下の004LGWAN系システム運営管理費システム改修委託料として107万8,000円の予算計上があるかと思っております。これにつきましては、国の調査の中に地方単独事業、それぞれの自治体の地方単独事業の調査をするメニューがございます。これは、もう平成29年度からそうした調査が進められて、既に行われておるわけなんですけれども、これまで部分調査ということで予算全体ではなくて、予算の一部について調査を行うというこうした内容でした。

これが、今度は予算全体について調査をするというような流れになっておりまして、それに関連してシステム改修が必要になったということもございます。これはあくまでも国の調査ということですので、国からの財源的な手当てがあります。これについては2分の1国のほうから手当てされるということです。後ほど、またこれも歳入のところでも出てまいります。

それでは、進んでいただきます。次のページに進んでください。12ページです。

中段に総務費、選挙費、3参議院議員選挙費です。003選挙事務費ということで100万円の減額。これにつきましては、既に選挙については執行済みということで、不用額を今回減額させていただくというものでございます。

それから、次のページに進んでいただきまして、13ページであります。

民生費、社会福祉費、2高齢者福祉費です。002高齢者福祉総務費ということで561万円の予算計上、その内訳として、その下に鹿足郡養護老人ホーム組合の負担金、それから同組合での設備整備負担金とそれぞれ予算計上をさせていただいております。

まず、組合負担金の部分ですけれども、訪問介護事業休止等に伴うもの。それから設備整備負担金ですけれども、これは各居室のほうに電気温水器を設置する。それから関連して電源工事を行うというような予定がありましたけれども、この事業の中止に伴うものというところでお読み取りをいただければと思います。

それから、下がっていただきまして、4障がい者福祉費、006自立支援医療助成事業費、更生医療費助成1,013万円予算計上。これにつきましては、新たな受給者の発生によるものと



いうところでお読み取りください。

それでは、次のページに進んでいただきまして14ページでございます。

民生費、児童福祉費のところ、3放課後児童対策費、003放課後児童対策施設管理費、光熱水費32万8,000円。これは文字どおり放課後児童クラブを行っておる施設にかかる電気代というところでございます。それから、その下の4母子父子福祉費です。002母子父子福祉総務費288万7,000円の予算計上があるかと思えます。母子生活支援施設入所措置費198万7,000円、これについては入所者数の変動によるものでございます。

それから、国庫支出金還付金、これについては母子家庭対策総合支援事業の実績額の確定によるものというところでは。

それから、その下にまいりまして民生費、生活保護費、1生活保護総務費、002生活保護総務費、施設事務扶助120万円の予算計上があるかと思えます。これについては、施設入所者の発生によるものというところでお読み取りをください。

次のページに進みます。衛生費、保健衛生費、1保健衛生総務費というところでは。予算書15ページに入っております、右上ですが、005地域医療対策費です。そのまま下に進んでいただきますと、まず、医療・介護統括管理者240万円の予算計上があるかと思えます。これにつきましては、先ほど上程させていただきました議案第59号で御説明をさせていただいたところでありませう。

それから、1つ飛ばしてその下の報償金、203万円の予算計上があるかと思えます。これにつきましては、11月24日の全員協議会で説明を申し上げました医療・介護統括管理者の設置、それから弁護士確保費用というふうな言い方をさせていただきましたけれども、それに係る予算ということで計上しておるというところでお読み取りをください。

それから下がりまして、3予防費、003予防接種費、国庫支出金還付金629万3,000円。これについては、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る実績報告に基づきます国庫補助金の返還金というものでございます。

それでは、進んでいただきまして17ページになります。中段から下、商工費、商工費、1商工振興費、002商工振興総務費です。緊急中小企業者等事業継続支援金1,200万円の予算計上があるかと思えます。

これにつきましては、この事業への申請者数、これが当初見込みを上回る状況が予測されますので、その部分について予算計上をさせていただいたというものでございます。数字につきましては、30万円掛けることの40件分というところで見ただけであればと思えます。

それでは、また進んでいただきまして19ページになります。

19ページの中段です。消防費、消防費、1常備消防費、003常備消防費、益田地区広域市

町村圏事務組合負担金106万2,000円。内容といたしましては新型コロナウイルス対策のための消耗品代、それにつきまして増加の見込みがあるというところをございまして、その部分について負担金として予算計上をさせていただいているというところであります。

それからその下に行きます。教育費、教育総務費、1教育委員会費、002教育委員会費、教育委員として2万1,000円、これは教育委員の報酬ということでございます。給与費明細書で少しお話をさせていただいた部分というところであります。

それでは、進んでいただきまして、今度は21ページです。

教育費、中学校費、1中学校管理費、21ページの右上ですけれども、005中学校施設整備事業費、管理委託料、改修工事費それぞれ予算計上いたしております。内容といたしましては、町内の3中学校の特別教室棟空調機設置工事というものでございます。さらに内訳を申しますと、3校で15室、25台の空調機を設置するという内容となっております。

そのまま下がっていただきまして、教育費、社会教育費で一番下です。3公民館費、003公民館事務局管理費、改修工事費として66万円があろうかと思えます。内容といたしましては、七日市公民館の非常放送設備の改修を行いたいというものでありまして、さきの消防点検によりまして、いわゆる不具合といいますか、そうしたものの指摘がありました。それに対処をさせていただきたいという内容です。

次のページに進んでいただきます。22ページに入ります。中段のところでは教育費、保健体育費、1保健体育総務費、003保健体育施設費、指定管理料で23万7,000円。これにつきましては、真田にあります交流研修センターこれの指定管理料でございます。これまでコロナ影響額という表現を使っておりますけれども、その部分について本年の7月から9月までの部分の予算を計上させていただいたというものでございます。

以上が、歳出の部分でありまして、今度は歳入です。

お戻りいただきまして7ページをお開きください。

地方交付税、地方交付税、1地方交付税、普通交付税、それから特別交付税それぞれ予算計上をさせていただいております。

普通交付税につきましては、今回の補正予算に係る財源調整ということでお読み取りください。それから特別交付税53万9,000円があろうかと思えます。これは、先ほど電算管理費のところでも説明させていただきました国の調査の内容が拡大されることに伴ってシステム改修が必要となり、その部分について国のほうから一定の財源的な手当がなされるということをお話しました、その部分です。歳出の2分の1というところでお読み取りをいただければと思います。

それから下がっていただきまして、国庫支出金、国庫負担金、1民生費国庫負担金です。ここに記載をしておりますのは、今回の歳出予算に係るところの財源となるものでございまして、上

の障がい者自立支援医療費負担金から、その下の地域生活支援事業費補助金、母子生活支援施設入所措置費負担金、ここまでは補助率あるいは負担率については2分の1というところでございます。

それからその下の生活保護費負担金、これについてはいわゆる負担率は4分の3。それからその下です。今度は2衛生費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金895万3,000円があらうかと思えます。これについては、実績報告に基づく追加交付部分ということで予算計上をいたしております。

次のページに行ってくださいまして8ページです。国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金、1総務管理費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,890万円の予算計上があらうかと思えます。今回の補正予算で、この同交付金を財源とする部分、幾つかの事業がこの中に含まれておりますけれども、予算計上をさせていただいておるといふものでございます。

それからその下です。9教育費国庫補助金、学校施設環境改善交付金1,293万9,000円。これについては教育費のところの説明させていただいた町内の中学校の特別教室棟空調機設置工事の財源となるという部分でお読み取りをください。

さらにその下に行きまして、県支出金、県負担金、1民生費県負担金、ここにありますのは県の負担というところで、負担率あるいは補助率ということになりますけれども、ここは4分の1というところで予算計上をさせていただいております。

それからその下です。諸収入、雑入、6総務費雑入、市町村デジタル化設備整備費補助金、それから自治体DX推進交付金、これ電算管理費のところでは島根県市町村振興協会の補助メニューを活用するというふうに申し上げました。さらに、これは10分の10の補助率ですということでも説明させていただきました。その歳出の財源となるというところでお読み取りをください。

8ページが一番下です。町債、町債、合併特例事業債です。学校及び教育施設4,450万円の予算計上があらうかと思えます。内容といたしましては、中学校の特別教室等の空調機設置工事の財源となるというところでお読み取りください。

次の9ページにまいります。町債、町債、13災害復旧債、農林水産施設災害復旧事業390万円の予算計上をしてございます。この部分につきましては、先ほどちょっと歳出のところでも飛ばさせていただいたところであるんですけども、災害復旧費に係る財源構成を行うというところでもあります。大井谷の棚田展望公園の災害復旧に係る費用という内容でございます。

そうしますと、以上で議案第71号の説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 11ページの電算管理費で、システム開発設計委託料、マイナンバー関連ですが、もう少し改修の中身について御説明願います。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） この内容についての御質問でございます。

先ほど私のほうから申請書作成支援という表現を使わせていただきました。実際にマイナンバーカードをお持ちいただいて、例えば戸籍の謄本を取りたいというようなことになると、そのマイナンバーカードを提示していただければ、その中の内容を取り込んで申請書にお名前、住所、そうしたものを申請書に自動的にプリントアウトできる機能ということであります。

今、私は戸籍という表現をしましたが、今、想定しておりますのは役場の窓口で戸籍関連、それから住民票関連、それから保健福祉課においても幾らかの申請書そうした届出のもの、そうしたものにマイナンバーカードを提示していただければ、自動的にいわゆる申請書の中の住所、氏名、生年月日そうしたものをそこに取り込めるという、こういうシステムであります。そうしたものを導入させていただきたいということで、そうした内容がここに含まれているということであります。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいですか。最終日までありますので。

質疑がないようですので、日程第19、議案第71号令和4年度吉賀町一般会計補正予算（第6号）の質疑は保留をしておきます。

---

○議長（安永 友行君） 以上で、本日の日程は全部終了しましたので、本日はこれで散会とします。御苦勞でございます。

午後1時36分散会

---